

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
デジタル一眼ミラーレスカメラ G P H－（ ）		G S－C 8 0 6 5 1 7 B		
		作	成	令和 3 年 1 月 1 3 日
		変	更	令和 4 年 5 月 2 4 日
		作成部隊等名		補給統制本部 通信電子部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のデジタル一眼ミラーレスカメラについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－C 0 0 0 0 0 1（以下，“電子共仕”という。）による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類	品名	物品番号
1	デジタル一眼ミラーレスカメラ G P H－1 6 9	－
2	デジタル一眼ミラーレスカメラ G P H－1 7 0	－

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の品名による。

例 デジタル一眼ミラーレスカメラ G P H－1 6 9

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

G L T－C G－C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は，調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は，電子共仕の2.5及びGLT-CG-Z000001（以下，“一般共仕”という。）の2.3による。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，一般共仕の4.2.3とし，個装及び内装の表示は，商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は，調達品目表による。

6.2 提出資料

提出資料は，附属品の番号12とし，電子化したデータ（PDF形式とし，CD-R又はDVD-Rとする。）を1部とする。提出先は，陸上自衛隊補給統制本部通信電子部とし，提出時期は，納期までとする。ただし，契約の相手方は，調達品目表のカタログ製品名の納入実績があり，内容に変更がない場合は，省略する。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，一般共仕の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 通信電子部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年 5月 24日
仕様書番号	GS-C806517B		

1 調達品目

品名	種類	カタログ製品名 ^{a)}
デジタル一眼ミラーレスカメラ	1	ソニーグループ (株) α 7 C キヤノン (株) EOS R (株) ニコン Z 5 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
	2	ソニーグループ (株) α 7 S III キヤノン (株) EOS R 5 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) レンズ交換式のデジタル一眼ミラーレスカメラとする。
- b) 撮像素子は、35 mmフルサイズCMOSセンサーとする。
- c) 有効画素数は、1000万画素以上とする。
- d) 種類2は、4K120p動画撮影が可能である。
- e) 常用ISO感度は、4000以上とする。
- f) 連続撮影速度は、次による。
 - 1) 種類1 4.5コマ/秒以上とする。
 - 2) 種類2 10コマ/秒以上とする。
- g) 手ぶれ補正機能 (5軸) をもつ。また、手振れ補正効果は、5段以上とする。
- h) 液晶モニタ付きとする。
- i) 防じん・防滴構造とする。
- j) 本体の重量は、次による。
 - 1) 種類1 600 g以下とする。
 - 2) 種類2 700 g以下とする。
- k) 本体と各レンズ (附属品番号7～8) は、直接又は間接的に着脱を可能とする。

3 附属品

附属品は、次による。

なお、数量は、標準附属品を含む。

調達品目表（続き）

番号	品名	数量 ^{a)}		摘要 ^{a)}
		種類 1	種類 2	
1	記憶媒体	1	1	16 GB 以上
2	充電式電池 A	1	1	本体用
3	充電器 A	1	1	充電式電池 A 用
4	充電式電池 B	1	1	せん光器用
5	充電器 B	1	1	充電式電池 B 用
6	せん光器	1	1	a) ガイドナンバー 28 以上 (ISO 100/m) b) せん光器の操作によって、各レンズの焦点距離に合わせたズーム制御機能をもつ。
7	レンズ A	1	1	a) 焦点距離 24 mm 以下 (4 以下) ~ 200 mm 以上 (6.3 以下) b) 望遠ズームレンズ
8	レンズ B	0	0	a) 焦点距離 16 mm 以下 (4 以下) ~ 30 mm 以上 (4 以下) b) 広角ズームレンズ
9	三脚	1	1	a) 耐荷重 5 kg 以上 b) 最大拡張 1500 mm 以上 c) 雲台付
10	ストラップ	1	1	—
11	カメラケース	1	1	—
12	取扱説明書	1	1	電子共仕の 5.1 a) による。
13	試験成績書	1	1	電子共仕の 箇条 7 による。ただし、品質保証書で代用してもよい。
注記 番号 7~8 の () は F 値を示す。				
注^{a)} 規定の数量及び内容を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。				